

那覇市記念木植樹等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が社会生活の節目等において公園内に植樹等を行うことにより、公園整備への協働の精神や緑化意識の向上を図るとともに、みどり豊かな街並み形成を促進するため、市民等の寄贈に基づく記念木植樹等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、記念木植樹等とは、公園内に記念のための樹木を植栽し、又はベンチ、遊具等を設置することをいう。

(記念木植樹等対象者)

第3条 記念木植樹等を申請できる者(以下「申請者」という。)は、本市内に在住する者及び第1条の趣旨に賛同する本市外に在住する者とする。

(記念木植樹等の場所)

第4条 記念木植樹等を行う場所は、市長が定めるものとする。

(対象木の樹種)

第5条 記念木植樹等における樹種は、原則として別紙記念木植樹等事業一覧表に示された13種とする。ただし、市長は、申請者が特に希望する樹種については、植樹時期、場所、土壌等を勘案し許可できるものとする。

(記念木植樹等の申請及び決定)

第6条 記念木植樹等の申請者は、記念木植樹等申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 記念木植樹等の申請は、那覇市建設管理部花とみどり課で行うものとする。

3 市長は、前項の申請について確認審査を行い、適当と認め、決定したときは、記念木植樹等決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(記念木植樹等の実施方法)

第7条 記念木植樹等の決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、原則として記念木植樹等の実施に関して本市と協定を締結した社団法人沖縄県緑化推進委員会(以下「協定締結者」という。)を利用して記念木植樹等を行うものとする。

2 決定者は、前条第3項に規定する通知を受けた後、記念木植樹等に係る費用を協定締結者に支払うものとする。

3 記念木植樹等の実施については、本市職員の立会のもと、決定者及び協定締結者が行うものとする。

(記念木植樹等における決定者名等の表示)

第8条 決定者は、樹木、ベンチ、遊具等に氏名、記念事由等を記した表示板(プレート)を別添の規格に沿って取り付けのりとする。

2 表示板の表示責任期間は、原則として記念木植樹等を行ったときから1年間とし、その後は一括記録にとどめるものとする。

(記念木植樹等の費用負担)

第9条 記念木植樹等に係る費用は、決定者の負担とする。

(所有権の帰属及び管理)

第10条 決定者の植栽した樹木及び設置したベンチ、遊具等の所有権は、本市に帰属し、原則として本市が管理を行うものとする。

2 本市の公園整備計画等の変更等により、植栽した樹木の移植及び設置したベンチ、遊具等の移設が必要となった場合は、市長の権限と責任により移植及び移設できるものとする。

3 決定者の植栽した樹木及び設置したベンチ、遊具等に対する協定締結者の瑕疵保証責任の期間は管理移管後1年とし、樹木についてはその後3年以内に自然条件等により枯損したり倒木に至った場合は、協定締結者が苗木による補植を行うものとする。

(助言)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、助言を行うことができるものとする。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。